

平成 31 (2019) 年度 東北大学法科大学院入学試験
一般選抜 (後期)・学部 3 年次生特別選抜 (既修)
試験科目：民法 (民法)

以下の【第 1 問】から【第 4 問】までのすべての問いに答えなさい。

なお、解答に際して民法の条文を参照する必要がある場合には、『ポケット六法 平成 31 年度版』の 404 頁から 537 頁 (民法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 44 号) による改正後の規定) を参照し、そのうちの第 5 編 (相続) の傍線が付された条文については、点線の枠内の条文 (民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 72 号) による改正前の現行規定) を参照しなさい。

【第 1 問】 (解答は 10 行程度で行いなさい。)

X は A から、3 年後に返済することを約して金 1000 万円の貸付けを受け、その返済を担保するために、自己の所有する甲不動産を譲渡担保に供して、甲につき登記原因を「譲渡担保」とする A への所有権移転登記を経由した。

その 2 年後、A は Y に対し甲不動産を売却してその旨の所有権移転登記を経た。その際に、Y は甲についての登記を調査して A が甲の譲渡担保権者であることを知っていたが、A から、被担保債権がすでに履行遅滞に陥っていてその回収のために甲の処分先を探しているのだ、と説明され、その説明を信じて甲の購入を申し込んでいた。なお、この時点で X の期限の利益を喪失させるような事由は存在しなかった。

X は、A に金 1000 万円を繰り上げ返済して、または繰り上げ返済することなく、Y に対して AY 間の所有権移転登記の抹消登記手続を請求できるか、検討しなさい。

【第 2 問】 (解答は計 15 行程度で行いなさい。)

A は、自己の所有する甲不動産を代金 1000 万円で Y に売却したが、Y への所有権移転登記手続をせず、また Y から代金を受領しないうちに A は死亡した。A の相続人は X と Z だけであり、いずれも A の子である。A の遺言は存在しない。

X は借金に苦しんでいるので、Y から代金を受領してその返済に充てたいと考えているが、Z は甲に愛着を感じているため、売買契約を履行したくないと考えている。また、現在 Y には代金全額を支払うだけの十分な資力がある。

(1) X は Y に対して、単独で代金の支払いを請求できるか。できるとすれば、いくら請求することができるか。

(2) 仮に (1) の請求が可能であるとして、Y は X に対して代金の支払いを拒むためにどのような主張をすることができるか。

(3) (2) の主張を排除するために、X は誰に対して何を求めることができるか。

【第 3 問】 (解答は 5 行程度で行いなさい。)

和解契約締結の意思表示の際に当事者が認識していた事実が真実に反していたとして、錯誤に基づき意思表示を取り消すことができるのは、いかなる事実が真実に反していた場合か、理由を付して説明しなさい。

平成 31 (2019) 年度 東北大学法科大学院入学試験
一般選抜 (後期)・学部 3 年次生特別選抜 (既修)
試験科目: 民事法 (民法)

【第 4 問】 (解答は 5 行程度で行いなさい。)

夫の不貞行為が原因で婚姻関係が破綻し離婚した夫婦間の子は、不貞行為の相手方に対して、両親の離婚によって自らが精神的苦痛を被ったとして、慰謝料を請求できるか、検討しなさい。